

旧四郷小からこんにちは！奈良女子大学の活動報告

こんにちは！奈良女子大学（社会連携センター）の特任助教を務めている大谷です。
先月の活動報告と今後のイベント情報をお知らせいたします。

INFORMATION

令和6年度の 座談会日程のお知らせ

隔月/第二水曜/10時～11時

場所：旧四郷小学校

4月3日(水) ※第一水曜 / 6月12日(水)
8月21日(水) ※第三水曜 / 10月9日(水)
12月11日(水) / 令和7年 2月12日(水)

ひよしカレッジ四郷（略してひよカレ）の
活動報告、これからの活動に関して
自由に意見を出し合う会です。
聞きにくるだけ、顔を出すだけでも
大歓迎です！
旧四郷小学校がこれから
どうなっていくか、どうしたいか、
一緒に考え応援してくれる方、
お待ちしております。
ぜひお誘いあわせの上ご参加ください。



今年度のひよカレ活動報告

東吉野村を含む三市町村の特任助教による
これまでの活動報告会が奈良女子大学で
開催されます。
大谷も登壇しますので、ぜひ現地、
オンラインで拝聴いただくと嬉しいです。
※参加には事前申し込みが必要です。
お問合せは大谷までご連絡ください。

三町村の特任助教による
これまでの活動報告会
3月25日(月)

時間：13:30～16:30
場所：奈良カレッジ交流テラス
(奈良市、奈良女子大学キャンパス内)

2月のひよカレ活動報告



【図書館、今春開館予定！】

寄贈いただいた本と書架の設置作業が始まりました！
作業を進めていく中で足りないものがあると「取りに行ってくるよ！」「今度作って持ってくるわ」と、皆さんとても協力的に動いて下さっています。
皆さんのおかげで少しずつ部屋が出来上がってきています。四郷小での作業はこれからも続きます。

- ・力仕事にご協力いただける方
 - ・本の掃除、仕分けや、ラベル貼りにご協力いただける方
- ご参加お待ちしております。一緒に図書館を作りたい方、ぜひお手伝いにきてください！

【来年度（4月以降）の活動、始まります！】

座談会で出た意見を参考に、やりたいことやしてみたいこと、を少しずつ計画しています。
・いちたつマルシェとのコラボ ・木のことを学ぶ（連続講座）
・こどもマルシェの開催 ・アクセサリワークショップや講座、教室 など
たくさんの活動が始まります！一緒に何かやりたい方、ぜひ会いにきてください。

3月のひよカレ活動予定

3月13日(水)10時00分～ ボランティア掃除
3月27日(水)10時00分～ ビブリオバトル

活動にご協力いただける方は大谷までご連絡ください
090-6144-4083

国民年金のお知らせ

会社を退職された方は国民年金の加入手続きが必要です！

★国民年金制度は、厚生年金保険に加入していない20歳から60歳までのすべての方が加入し、保険料を納め、みんなで支え合う制度です。

加入手続きは

国民年金の加入者は次の3種類です。

第1号被保険者	20歳以上60歳未満の農林漁業者、自営業者、学生、無業者等
第2号被保険者	民間会社員・公務員
第3号被保険者	第2号被保険者に扶養される20歳以上60歳未満の配偶者 (年収130万円未満の者)

会社を退職して第1号被保険者になった場合は、退職日の翌日から14日以内に年金手帳をご持参のうえ、役場税務保険課または桜井年金事務所で手続きしてください。

(注) これまで第3号被保険者であった方についても、次のいずれかに該当する場合は第1号被保険者となりますので、上記と同様の手続きが必要です。

- ・配偶者が会社を退職したときや、勤めているまま65歳になったとき
- ・収入が130万円以上になるなど、第2号被保険者に扶養されている配偶者でなくなったとき

退職（失業）による保険料免除をご存知ですか？

★国民年金には保険料を納めることが困難な場合、全額または一部（4分の1、半額、4分の3）の保険料が免除になる制度があります。

- ・免除の承認は、本人・配偶者および世帯主の前年の所得を基準に決定されます。
- ・失業等により現在収入がない場合は、特例により免除が認められる場合があります（※）ので、年金手帳および失業していることが確認できる雇用保険受給資格者証等をご持参のうえ、役場税務保険課または桜井年金事務所で申請してください。

(※) 配偶者に所得がない人や単身者が失業した場合は、本人に前年所得があっても全額免除になります。配偶者に所得がある人が失業した場合、あるいは失業以外でも本人、配偶者の前年所得が一定以下の場合は、一部免除になります。

日本年金機構ホームページ www.nenkin.go.jp/

国民年金に関するお問い合わせは、税務保険課、または最寄りの年金事務所まで。

奈良年金事務所

奈良市芝辻町4-9-4
☎0742-35-1371(代)

大和高田年金事務所

大和高田市幸町5-11
☎0745-22-3531(代)

桜井年金事務所

桜井市大字谷88-1
☎0744-42-0033(代)

国民健康保険被保険者証の更新について

現在ご使用されている保険証の有効期限は、令和6年3月31日までとなっています。

(75歳以上の方の後期高齢者医療被保険者証は7月31日まで使用できます。)

令和6年4月1日から使用していただく保険証を被保険者お1人に1枚交付します。

保険証の交付方法、時期

保険証は、**3月下旬頃に『簡易書留郵便』で世帯ごとに郵送**します。

お手元に届きましたら、保険証をご確認いただき間違い等があれば下記までご連絡ください。

古い保険証は、役場税務保険課に返却いただくか、ハサミ等で細かく切って処分してください。

国民健康保険税を完納されていない方は、役場税務保険課で更新を行ってください。

国保の届け出を忘れずに

春は異動の多い季節です。就職をして職場の社会保険に加入したり、修学のため住所を移したりした場合等は14日以内に届け出が必要です。

また、国民健康保険の各種届出には、マイナンバーカード（個人番号カード）またはマイナンバーが確認できる書類が必要となります。（その他必要な書類等については、税務保険課までお問い合わせください。）

届け出忘れの多い項目
就職をして職場の社会保険に加入したとき
修学のため別に住所を定めるとき
退職などで職場の健康保険をやめたとき
親または子どもの健康保険の被扶養者の資格がなくなったとき
結婚などで氏名が変わったとき

お問い合わせ先 税務保険課（42-0441）

健康づくりポイントの特典交換はお済みでしょうか？

東吉野村に住所を有する20歳以上の皆様に、健康意識の向上及び運動等を身につけ健康づくりの習慣化を目的として実施しています令和5年度健康づくりポイント制度について、健康づくりポイントの特典交換受付は4月30日までとなっております。

まだ、特典交換がお済みでないポイント獲得者の方は、期限内にご交換いただきますよう、ご協力をお願いします。

交換受付期限 4月30日（火）

○特典交換ポイント表

対象者	ポイント数	特典内容
20歳以上 39歳以下の方	3ポイント目	500円相当の 特典
	7ポイント目	
	10ポイント目	
40歳以上の方	11ポイント目	
	15ポイント目	
	18ポイント目	

東吉野村健康づくりポイントカード



お問い合わせ先 税務保険課（42-0441）

顔認証マイナンバーカード

(暗証番号の設定が不要なカード) のご案内

顔認証マイナンバーカードとは…

マイナンバーカードを健康保険証や本人確認書類として利用したいが、暗証番号の設定や管理に不安がある方が、安心してカードを取得し、利用できるよう、マイナンバーカードの利用者証明用電子証明書を用いる際の本人確認方法を顔認証又は目視に限定し、暗証番号の設定を不要としたマイナンバーカードです。

○申請できる方

希望される方(代理による手続も可能)

マイナンバーカードをこれから申請する方も、既にマイナンバーカードを持っている方も、顔認証マイナンバーカードを申請・取得することができます。

○取得の方法

マイナンバーカードの申請・交付のための来庁時又は出張申請時に併せて手続きができます。マイナンバーカードを取得済みの方については随時手続きができます。



○顔認証マイナンバーカードで利用できる／できないサービス

利用できるサービス

- ・健康保険証としての利用(※)
- ・券面の顔写真や記載事項(氏名、住所、生年月日、性別等)を用いた本人確認書類としての利用

※ 訪問診療等は、令和6年10月以降に対応予定

ポイント
顔写真入りのため
悪用は困難

利用できないサービス

- ・マイナポータル
- ・各種証明書のコンビニ交付
- ・オンライン診療・オンライン服薬指導
- ・その他のオンライン手続などの暗証番号の入力が必要なサービス

ポイント
暗証番号管理の
不安が無くなる

令和6年度から森林環境税（国税）が課税されます

森林整備やその促進に充てるため森林環境税（国税）が導入され、令和6年度より年額1,000円が個人住民税の均等割額と併せて課税されます。

また、東日本大震災復興基本法の理念に基づき、臨時的に個人住民税均等割額に年額1,000円が加算されていましたが、令和5年度で終了となります。

※個人住民税均等割額が非課税の方は、森林環境税（国税）も課税されません。

お問い合わせ先 税務保険課（42-0441）

手話奉仕員養成講座 受講意向調査

村では、手話を通して、聴覚障害者とのコミュニケーションの懸け橋となる手話奉仕員を養成する講座の開催を検討しています。

- ・対象者 18歳以上で村内に在住、もしくは在勤で、令和6年度に入門編（毎週講習があり全21回前後）、令和7年度に基礎編（入門編の受講修了者対象で、毎週講習があり全25回前後）をすべて受講できる方で、修了後、聴覚障害者が参加する福祉・文化・スポーツ等の活動や諸行事の際に、手話奉仕員として参加協力いただける方
- ・定員 10名（受講希望者が5名に満たない場合は、開催できません。）
- ・受講費用 テキスト代4,290円を徴収させていただきます。
- ・会場 東吉野村役場会議室、もしくは中央公民館を予定しています。
- ・開催日時 令和6年6月から12月までの毎週1回、平日の日中に開催予定です。

上記内容で、受講を希望される方は、3月29日（金）までに住民福祉課（42-0441）までご連絡ください。

さくら苑だより

今年は3年に一度の介護報酬改定の年であり4月と6月に施行されることとなります。来年には団塊の世代が後期高齢者となり国民の3人に1人が65歳以上になるといわれており、介護現場では人材の大幅な不足が見込まれ、介護を受けたくても受けられない介護難民の問題が深刻化するとされています。さくら苑としてもこの難局を乗り越えるため地域の皆様と共に歩みこの課題に取り組んでいきたいと考えています。

1月14日当苑で長崎地区の方々と、「とんど」をおこないました。

お問い合わせ先 さくら苑 TEL 0746-32-8950



会計年度任用職員の募集について

現場業務等の作業を行う作業員を募集します。

1 募集の内容

- (1) 任期に関する事項
 - ・ 令和6年4月～令和7年3月まで
- (2) 勤務場所及び従事する職務の内容に関する事項
 - 勤務場所
 - ・ 奈良県吉野郡東吉野村大字小川99番地 東吉野村地域振興課
 - 職務の内容
 - ・ 道路及び簡易水道の維持管理に係る現場業務
 - ・ その他イベント等に係る現場業務
 - ・ パソコン等を用いた簡易な一般事務
- (3) 始業及び終業の時刻、時間外勤務の有無、休憩時間、休日、休暇等に関する事項
 - ・ 勤務時間：8時30分から17時まで ※1週間の労働時間37時間30分
 - ・ 時間外勤務：有り
 - ・ 休憩時間：12時から13時まで
 - ・ 休日、休暇：土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12月29日から翌年1月3日）、年次有給休暇10日、その他
 - ※年次有給休暇日数については、上記の任期期間の場合
- (4) 報酬の額に関する事項
 - ・ 月額：165,000円
 - ・ 期末勤勉手当：有り
- (5) 共済保険等の適用に関する事項
 - ・ 共済保険、厚生年金保険、雇用保険に加入
- (6) その他募集にあたって明示する必要がある事項
 - ・ 通勤手当：有り
 - ・ 募集人数：2人
 - ・ 運転免許：AT限定免許不可

2 募集期間

- ・ 3月1日（金）から3月22日（金）まで
- ※受付は土曜日、日曜日、祝日を除く9時から17時まで

3 応募方法

- (1) 提出書類 履歴書1通（様式自由）
 - 注1）履歴書を作成する際には次の点に注意してください。
 - ①カラー写真（3ヶ月以内に撮影したもの）を貼り付けてください。
 - ②志望動機を明記してください。
 - ③日中確実に連絡がつく連絡先を記入してください。
 - 注2）履歴書の提出にあたって、あらかじめ次のことをご了承ください。
 - ①提出書類は返却しません。
 - ②提出書類は選考以外の目的では使用しません。
- (2) 書類提出先及びお問い合わせ先
地域振興課 地域開発グループ TEL 42-0441

4 選考方法

- ・ 書類審査及び面接等

2024年度国家公務員採用一般職試験 (大卒程度試験)の日程等について

人事院では、2024年度国家公務員採用一般職試験(大卒程度試験)を次のとおり実施します。

試験の区分 行政、デジタル・電気・電子、機械、土木、建築、物理、化学、農学、農業農村工学、林学

受験資格 1 1994(平成6)年4月2日～2003(平成15)年4月1日生まれの者
2 2003(平成15)年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
(1) 大学を卒業した者及び2025(令和7)年3月までに大学を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者
(2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者及び2025(令和7)年3月までに短期大学又は高等専門学校を卒業する見込みの者並びに人事院がこれらの者と同等の資格があると認める者

受付期間 申込みは、インターネットにより行ってください。
【URL】 <https://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>
2024(令和6)年2月22日(木)9時～3月25日(月) [受信有効]

第1次試験日 6月2日(日)

お問い合わせ先 人事院人材局試験課
TEL 03-3581-5311(内線2332)
FAX 03-3581-2795

※受験案内は下記のホームページにも掲載しています。

「国家公務員試験採用情報NAV I」

<https://www.jinji.go.jp/saiyo/siken/jyukennannnaiichiran.html>

令和6年度奈良県警察官(第1回)採用試験について

1 第1次試験日

教養試験・論文試験 5月12日(日)

体力試験・口述試験 5月25日(土)、26日(日)のうち指定する1日

2 受験資格

平成3年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は令和7年3月末日までに卒業見込みの者

3 受付期間

インターネットのみ(県警ホームページから) 3月1日(金)～4月12日(金)

4 お問い合わせ・受験申し込み先

奈良県警察本部警務課採用係

住 所 〒630-8578 奈良市登大路町80番地

TEL 0120-351-204(採用フリーダイヤル)

URL <https://www.police.pref.nara.jp/>

5 その他

採用Instagramでも、採用関連の情報を掲載しています。
是非フォローをお願いします。

採用InstagramQRコード



6 担当者

奈良県警察本部警務課採用係 植松 章里(代表 0742-23-0110 内線2624)

火を消して 不安を消して つなぐ未来



期間：3月1日 ～ 3月7日

毎年3月1日から7日まで、春の火災予防運動が実施されます。

季節は冬から春へと移り変わる時期ですが、まだまだ暖房器具も手放せません。この時期は空気が乾燥するため火災が発生しやすく、また強い季節風により被害が拡大するおそれがあります。これまで以上に火の元には十分に注意し、尊い命と貴重な財産を守りましょう。

○高齢者を火災から守る

近頃、奈良県広域消防組合管内において、高齢者の方がお亡くなりになる火災が多発しています。高齢者等の方は、火災や災害が発生した際に逃げ遅れてしまう可能性があります。地域の協力・連携体制を強化し、地域全体で火災や災害に備えましょう。

○住宅用火災警報器の設置

火災による被害を最小限に抑えるためには、火災をいかに早く発見できるかにかかっています。住宅用火災警報器は、一般住宅において火災を早期に発見するのに最も有効な設備です。消防署では、日々の作動確認や10年単位での交換を推奨しています。

○「うっかり火災」ゼロ

火災は一度発生すると人の財産、時には命を奪う恐ろしいものです。しかし、その多くは人の「うっかり」が原因となっており、未然に防ぐことが可能です。

寝タバコをしない、揚げ物料理をされる時はコンロのそばを離れない、暖房器具を正しく取り扱うなど、「つい」や「うっかり」にならないよう、一人ひとりが火の用心を心がけましょう

お問い合わせ先 吉野消防署 TEL 0746-32-1011

奈良県警察安全・安心アプリ「ナポリス」運用開始

3月1日に皆さんの暮らしの安全・安心を守る奈良県警察公式アプリが誕生しました。

- 主な機能**
- ・お知らせ機能：身近な犯罪・不審者情報等がプッシュ通知で届く
 - ・マップ機能：身近な犯罪・不審者情報等をマップで確認
 - ・防犯ブザー&ちかん対策機能：警告画面と音で犯人を撃退
 - ・今ココ通知機能：お子様やご家族の現在地を確認
 - ・パトロール機能：見守りパトロール活動の状況を確認、活動内容でポイントがもらえる
- その他にも数多くの便利な機能を搭載しています。



ナポリス

アプリの登録 右記二次元コードからインストールしてください。

お問い合わせ先 TEL 奈良県警察本部 生活安全企画課 0742-23-0110



住民福祉課

忝井 健志
Matsui Takeshi



村の職員を紹介します Vol.10

住民福祉課内の地域包括支援センターに所属しております忝井です。

地域包括支援センターの業務の他に、要介護認定調査やいきいき百歳体操の支援等の業務を行っています。

これからも、皆さんがいきいきと過ごせる一助となれるよう努力して参りますので、今後ともよろしくお願いいたします。

てんいち先生



定例人権・行政相談所を開設します。

日時 3月19日(火)
10:00~12:00
場所 大字小川 村中央公民館

差別に関することやプライバシーの侵害など、人権問題に関することを人権擁護委員がまた、行政機関が所轄する業務についての苦情や要望について、行政相談委員がそれぞれ相談に応じます。

駐在所だより

小川駐在所 ☎42-0052 高見駐在所 ☎44-0313

桜井警察署
☎0744-46-0110

宇陀警察庁舎
☎0745-82-0110

進学・進級時における少年非行・犯罪被害防止！

春休みから新学期にかけての時期は、生活環境の変化等に伴い、少年が飲酒、喫煙等の不良行為や万引き、薬物乱用等の非行に走るケースや、福祉犯等の被害に遭うケースが多くなることが予想されます。

少年非行及び少年の犯罪被害を防止するため、広報啓発活動を展開して少年自身の規範意識の情勢を図るとともに、非行等を助長する有害環境の浄化を呼びかけてください。

STOP大麻！最初の1回が後悔の始まり！

大麻に対する「危険性・有害性はない」といった情報は誤りです。

1 大麻は違法！

所持・譲渡・譲受	→	5年以下の懲役
輸入・輸出・栽培	→	7年以下の懲役

2 大麻は有害！！

大麻にはテトラヒドロカンナビノール（THC）という脳に作用する成分が含まれており、乱用すると時間や空間の感覚がゆがみ集中力が無くなり、情緒が不安定になります。また、乱用を続けると、何もやる気がしない状態（無動機症候群や知的機能の低下）などが引き起こされ、社会生活に適応できなくなることがあります。

3 大麻は危険！！

大麻の使用は、覚醒剤やコカインなど、他の薬物乱用につながる危険性が高まります。違法薬物の使用がきっかけとなり、事件・事故を引き起こす場合もあり、社会や周りの人々にも重大な影響を与えます。また、大麻は覚醒剤など他の薬物に比べると激しい身体症状が出にくいので、自分でも気づかぬうちに大麻依存症になることもあります。

警察では、薬物乱用や交友問題など、少年の問題に関するあらゆる相談を受け付けています。

困った際は、少年相談専用電話「ヤング・いじめ110番」0742-22-0110に相談してください。（月曜日～金曜日、午前8時30分～午後5時15分。祝日、年末年始を除く。上記時間外は警察本部員が対応します。）

特殊詐欺の手口

SMS（ショートメッセージサービス）を利用した手口が増えていきます。

警察庁や警視庁を名乗り「あなたの子供が犯罪を起こしました。お金を口座に振り込んでください。振込銀行名や口座番号」このような内容が送られてきます。警察がこのようなメールなどを送ることはありません。

村内の事件事故（1月中）

- 刑法犯等～0件
- 交通事故～人身事故 0件
- 物損事故 3件



あまご漁解禁

今年も、あまご釣りの季節がやってきました。自然に囲まれた初春の清流で、あまご釣りを楽しみませんか？

また、一人ひとりがマナーを守ってみんなが気持ちよく釣りを楽しめるよう、狭い道での路上駐車禁止、ゴミの持ち帰りにご協力のほど、あわせてお願いします。

【解禁日】 3月3日(日) ※大又川については4月29日(月)

【入漁料金】 年券 7,000円

(※70歳以上、身体障害者手帳4級以上、女性は4,000円)

日券 解禁日から10日間

3,000円(11日以降2,000円)

【放流数量】 800kg

【お問い合わせ先】

東吉野村漁業協同組合

TEL 0746-42-1000



戸籍の窓

令和6年1月16日から令和6年2月15日までに役場窓口届けられ、ご了承をいただいた方のみです。(敬称略)

お誕生おめでとう

氏名	住所
藤川 空詩	平野

お悔やみ申し上げます

氏名	年齢	住所
中澤 テツ子	89歳	麥谷
細谷 明巳	80歳	小川
丸山 イソエ	93歳	三尾
山東 二夫	89歳	三尾
向井 政子	93歳	小川

人の動き

令和6年1月末日現在

- 人口 1,535人(－3)
 - 男 717人(－3)
 - 女 818人(±0)
 - 世帯数 881戸(－3)
- ()内は先月末現在との比較



今月号の表紙は、東吉野小学校の3、4年を対象に行われた、炭焼き体験です。児童らは炭焼の説明を真剣な様子で聞いていました。今年に残念ながらインフルエンザ等の影響で、毎年恒例となっていた東吉野小学校の雪中登山が中止になりましたが、来年は無事に実施できることを願っています。

3月からはあまご漁解禁などのイベントが多くあります。日々寒暖差があり、花粉の飛散が本格的に始まっていますが、体調管理には気を付けて、元気に春を迎えたいですね。

(ひろし)